



平成23年5月20日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託株式会社
代表取締役社長 三鍋 伊佐雄
(東証・名証第1部 コード番号1878)

役員退職慰労金制度の廃止及び

株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金を打ち切り支給すること及び株式報酬型ストックオプション制度を導入することについて、平成23年6月28日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を、平成23年6月28日開催予定の当社の定時株主総会終結の時をもって廃止することとし、当該株主総会終結時までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することといたします。なお、その支払時期は、当該各役員の退任時といたします。

2. 株式報酬型ストックオプション制度の導入

当社は、取締役の報酬制度に関し当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めること、及び株主との価値共有を進めることを目的に、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬額として年額5億3,000万円の範囲で新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

この株式報酬型ストックオプションに関する報酬額は、平成19年6月27日開催の第33期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額（※1）とは別枠で設定するものであります。

当該株式報酬型ストックオプションにつきましては、以下の二種類の新株予約権の発行を予定しております。

- ①退職慰労金制度の代替として、取締役在任中の業績向上を目的としたストックオプションAプラン
- ②中期の業績向上を目的としたストックオプションBプラン（※2）

当該株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権の内容は、それぞれ以下のとおりです。

I スtockオプションAプランとして発行する新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式16,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。（※3）

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。（※4）

(2)新株予約権の総数

160個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3)新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として、取締役会で定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて当社に対して有する報酬債権を相殺するものとする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で取締役会において定める。

(6)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内（10日目が休日には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

その他の条件については、取締役会決議に基づき定めるところによるものとする。

(8)その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

II ストックオプションBプランとして発行する新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式76,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。（※3）
付与株式数は、当社普通株式100株とする。（※4）

(2)新株予約権の総数

760個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3)新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として、取締役会で定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受ける者は、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込みに代えて当社に対して有する報酬債権を相殺するものとする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日より3年経過した日を起算日とし、当該起算日から5年以内とする。

(6)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位を有していることを要し、その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき定めるところによるものとする。

(8)その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

※ 1：平成19年6月27日開催の第33期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬額は、以下の①、②の合計額となります。

①年額10億円以内とする固定枠（うち、社外取締役5千万円以内）

②当事業年度の連結当期純利益に1.5%を乗じた額以内と定めた変動枠（ただし、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益が200億円以下の場合は支給しない。）

※ 2：ストックオプションBプランの付与にあたっては、別途業績達成基準を設けることとする。

※ 3：但し、付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

※ 4：なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

以上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託（株）経営企画室
川合、高橋
03（6718）9068